

都市公園

記載以外の公園面積単位 (ha)

都 市	公園総数		住区基幹公園						都市基幹公園				その他の都市公園		1人当たり 都市公園面積 (㎡)
			街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園				
	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	
札幌市	2 573	2 009.65	2 261	297.93	141	237.68	24	129.88	10	451.97	4	53.61	133	838.60	10.75
仙台市	1 480	1 230.37	1 266	154.50	49	94.64	9	70.43	4	84.65	1	21.02	151	805.13	12.34
さいたま市	704	522.33	627	79.83	24	44.43	2	8.89	8	45.46	5	87.30	38	256.42	4.92
千葉市	894	807.01	740	120.96	60	94.60	8	37.85	5	215.50	2	49.52	79	288.58	8.78
東京都区部	3 590	2 425.65	2 963	506.62	102	190.68	20	106.04	42	549.39	26	247.89	437	825.03	2.88
川崎市	931	488.50	791	101.23	27	46.34	6	27.27	4	154.83	1	72.09	102	86.74	3.74
横浜市	2 486	1 621.65	2 166	364.46	180	302.77	43	189.86	12	228.09	7	142.53	78	393.94	4.55
名古屋市	1 342	1 490.03	1 130	251.51	92	153.75	25	136.60	7	208.41	4	70.97	84	668.79	6.77
京都市	788	603.85	703	102.13	31	53.26	7	38.60	5	73.19	9	74.28	33	262.40	4.14
大阪市	955	921.78	830	209.94	69	98.58	27	110.80	6	86.73	1	65.71	22	350.03	3.51
神戸市	1 502	2 501.00	1 201	230.14	119	235.35	27	161.69	12	473.29	1	55.89	142	1 344.63	16.46
広島市	1 083	893.74	937	161.81	46	98.11	12	60.66	7	163.18	5	104.45	76	305.53	7.82
北九州市	1 580	1 099.92	1 372	194.46	64	103.51	11	60.81	5	69.96	5	63.46	123	607.72	11.05
福岡市	1 523	1 210.70	1 222	163.87	67	111.72	8	39.10	8	229.69	6	87.97	212	587.35	8.69

大規模公園

緩衝緑地等

	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	レクリエーション都市	特殊公園			緩衝緑地	都市緑地	緑道	国営公園
利用者 目的	もっぱら 街区に 居住する者の利用	主として 近隣に 居住する者の利用	主として 徒歩圏内に 居住する者の利用	都市住民全般 休息、観賞、散歩 遊戯、運動等総合 的な利用	都市住民全般 主として運動の利用	主として一の市町 村の区域を超える 広域のレクリエー ション需要を充足	大都市その他の都 市圏域から発生す る多様かつ選択性 に富んだ広域レク リエーション需要 を充足することを 目的とし、 総合的な都市計画 に基づき、 自然環境の良好な 地域を主体に、 大規模な公園を核 として各種のレク リエーション施設 が配置される一団 の地域であり、 大都市圏その他の 都市圏域から容易 に到達可能な場所 に	風致公園、動植物 公園、歴史公園、 墓園等特殊な公園 で、その目的に則 し配置する。			大気汚染、騒音、 振動、悪臭等の公 害防止、緩和若し くはコンビナート 地帯等の災害の防 止を図ることを目 的とする緑地で、	主として都市の自 然的環境の保全並 びに改善、都市の 景観の向上を図る ために設けられて いる緑地であり、	災害時における避 難路の確保、都市 生活の安全性及び 快適性の確保等を 図ることを目的と して、	主として一の都府 県の区域を超える ような広域的な利 用に供することを 目的として国が設 置する大規模な公 園
誘致距離 範囲	250m	近隣住区当たり 500m	1 km											
配置1箇所 当たりの 標準面積	0.25ha	2 ha	4 ha	都市規模に応じ 10～50ha	都市規模に応じ 15～75ha	地方生活圏等広域 的なブロック単位 ごとに50ha以上					公害、災害発生源 地域と住居地域、 商業地域等とを分 離遮断することが 必要な位置につ いて	0.1ha以上	近隣住区又は近隣 住区相互を連絡す るよう設けられ る植樹帯及び歩行 者路又は自転車路 を主体とする緑地 で 幅員10～20mを 標準として、 公園、学校、ショ ッピングセンター 、駅前広場等を相 互に結ぶよう配置 する。	おおむね 300ha 以上
	注) 街区公園 もとの児童公園 1993年の都市公園法の 改正によって、街区公 園へと改称	注) 近隣住区 幹線街路等に囲まれた おおむね1km四方(面積 100ha)の居住単位	都市計画区域外の 一定の町村における 特定地区公園 (カントリーパーク) は、面積4ha以上 を標準とする。				全体規模1000ha を標準として配置 する。				但し、既成市街地等 において良好な樹林地等 がある場合あるいは植 樹により都市に緑を増 加又は回復させ都市環 境の改善を図るために 緑地を設ける場合にあ ってはその規模を 0.05ha以上とする。 (都市計画決定を行わず に備地により整備し都 市公園として配置する ものを含む)		注) 近隣住区 幹線街路等に囲まれた おおむね1km四方(面積 100ha)の居住単位	国家的な記念事業 等として設置する ものにあつては、 その設置目的にふ さわしい内容を有 するように配置す る。